

議案第 85 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い、本市の条例において定める刑罰及び人の資格の制限に関する規定のうち、懲役及び禁錮を拘禁刑に改正するほか、所要の経過措置を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(羽曳野市立と畜場条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市立と畜場条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 153 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 14 条第 5 項」を「第 14 条第 3 項」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(羽曳野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 289 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(羽曳野市環境美化条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市環境美化条例(平成 4 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 92 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 6 条 羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年羽曳野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(羽曳野市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市議会の個人情報保護に関する条例(令和 5 年羽曳野市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 8 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第 16 条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 9 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する条例その他の定め適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、人の資格に関する条例その他の定め適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(退職手当の支給の差止め)</p> <p>第 13 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合</p> <p>(3) 省略</p> <p>6～10 省略</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(退職手当の支給の差止め)</p> <p>第 13 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合</p> <p>(3) 省略</p> <p>6～10 省略</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>

<p>第 14 条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職した場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職した者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>第 14 条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職した場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職した者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>
<p>2～6 省略</p>	<p>2～6 省略</p>
<p>(退職した者の退職手当の返納)</p>	<p>(退職した者の退職手当の返納)</p>
<p>第 15 条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>第 15 条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>
<p>2～6 省略</p>	<p>2～6 省略</p>
<p>第 16 条 省略</p>	<p>第 16 条 省略</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当</p>

額の納付)

第 17 条 1～3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省略

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市立と畜場条例

(罰則)

第 10 条 この条例に違反した者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 14 条第 3 項の規定により 2 年以下の拘禁刑、100,000 円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科せられることがある。

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(退職報償金支給の制限)

第 6 条 退職報償金は、次の各号の 1 に該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2)～(5) 省略

以下省略

額の納付)

第 17 条 1～3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省略

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市立と畜場条例

(罰則)

第 10 条 この条例に違反した者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 14 条第 5 項の規定により 2 年以下の懲役若しくは禁錮、100,000 円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科せられることがある。

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(退職報償金支給の制限)

第 6 条 退職報償金は、次の各号の 1 に該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2)～(5) 省略

以下省略

第4条関係

一般職の職員の給与に関する条例

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) 省略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2~4 省略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

第4条関係

一般職の職員の給与に関する条例

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) 省略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2~4 省略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

<p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>6～9 省略 以下省略</p> <p>第5条関係 羽曳野市環境美化条例</p> <p>(罰則) 第92条 第45条第2項、第46条第2項又は第53条の規定に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 以下省略</p> <p>第6条関係 羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p>附 則 1～8 省略</p> <p>9 保護条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員若しくは職員であつた者、保護条例第12条第3項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者、同項に規定する指定管理事務に従事している者若しくは従事していた者又は保護条例第13条第2項に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保護条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>10 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと</p>	<p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>6～9 省略 以下省略</p> <p>第5条関係 羽曳野市環境美化条例</p> <p>(罰則) 第92条 第45条第2項、第46条第2項又は第53条の規定に違反した者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。 以下省略</p> <p>第6条関係 羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p>附 則 1～8 省略</p> <p>9 保護条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員若しくは職員であつた者、保護条例第12条第3項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者、同項に規定する指定管理事務に従事している者若しくは従事していた者又は保護条例第13条第2項に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保護条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>10 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと</p>
---	--

きは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 11 旧実施機関の職員が、その職権を濫用して、もっぱらその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された保護条例第22条第2項に規定する文書等又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

12～16 省略

第7条関係

羽曳野市議会の個人情報の保護に関する条例

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

以下省略

きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 11 旧実施機関の職員が、その職権を濫用して、もっぱらその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された保護条例第22条第2項に規定する文書等又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12～16 省略

第7条関係

羽曳野市議会の個人情報の保護に関する条例

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

以下省略